

令和4年度
岐阜県再生可能エネルギー利用効率化設備
導入事業費補助金 実施の手引き

<募集期間>

令和4年7月1日（金）～11月30日（水）17時15分

※ 申請書は、持参または郵送により提出してください（当日消印有効）。

<お問合せ先>

岐阜県 商工労働部 商工・エネルギー政策課 エネルギー係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階

TEL : 058-272-8835 FAX : 058-271-6873

E-mail : c11351@pref.gifu.lg.jp

令和4年7月

岐阜県商工労働部

商工・エネルギー政策課

1 補助金の目的

本補助事業は、県内に本社又は事業所を有する企業又は団体が、エネルギー利用の最適化を図るためのエネルギーマネジメントシステム（EMS）や蓄電設備を導入する経費の一部を補助することにより、原油価格高騰による電気料金の上昇や電力不足などの負担を軽減しつつ、再生可能エネルギーの効率的な利用を促進することを目的とします。

2 補助金の概要

補助対象事業	再生可能エネルギーを効率的に利用するための設備を導入する事業
補助対象者	県内に本社事務所または事業所を有する企業又は団体であって、県税に係る未納の徴収金がないもの
補助対象経費	EMSおよび蓄電設備（容量が20kWhを超えるものに限る。）の導入に要する経費（消費税相当額を除く。）
補助要件	EMS、蓄電設備及び再生可能エネルギー発電設備のすべてを導入する事業であること（既存の設備利用も可とするが、上記全ての設備を連携させて運用するものであること。） ただし、蓄電設備にあっては、単独での導入も可とする
補助金の額	補助率3分の2以内 上限20,000千円

3 事業の流れ

申請者	申請書類の提出 （第1号様式および添付書類）	令和4年7月1日（金）から11月30日（水）まで
岐阜県	交付決定	順次
申請者	実績報告書の提出 （第6号様式および添付資料）	事業の完了の日から30日以内または2月末日のいずれか早い日
岐阜県	額の確定通知 （第7号様式）	順次
申請者	請求書の提出 （第8号様式）	順次
岐阜県	補助金の支払い	順次

4 申請手続

補助金交付申請書に関係書類を添付し、以下により提出してください。

(1) 提出書類等

名 称	部数
1 補助金交付申請書（補助金交付要綱 第1号様式）	各1部
2 事業計画書（補助金交付要綱 第1号様式別紙）	
3 登記簿謄本（個人の場合は住民票）	
4 積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）※	
5 県税に未納のないことを証する納税証明書	

※EMS、蓄電設備それぞれにおいて、導入に要する経費が明らかに分かるよう記載してください。

(2) 提出方法

持参または郵送（書留または簡易書留推奨）

(3) 提出（受付）期間

令和4年7月1日（金）から11月30日（水）17時15分

※当日消印有効

※提出期間を過ぎてから届いたものは一切受け付けません。

(4) 提出先

岐阜県 商工労働部 商工・エネルギー政策課 エネルギー係
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1（県庁10階）

5 申請における注意事項

(1) 他の補助金の併用

同一設備にこの補助金と国の補助金や他の県の補助金は併用できませんが、EMS、蓄電設備のいずれか一方をこの補助金の対象とし、もう一方に他の補助金を活用することは可能です。

（例）EMSを国の補助金で導入、蓄電設備をこの補助金で導入

(2) 失格または無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 受付期間を過ぎて書類が提出された場合

イ 提出書類等に虚偽の内容を記載した場合

ウ その他、申請に関して県の指示に従わなかった場合

(3) 提出書類等の変更の禁止

提出期限後の書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。ただし、軽微なものは除きます。

(4) 書類の返却

提出書類等は、返却しません。

(5) 費用負担

提出書類等の作成及び提出等に要する経費は、すべて提案者の負担とします。

(6) その他

ア 交付申請書等の提出をもって、申請者が要綱の記載内容に同意したものと見なします。

イ 提出された交付申請書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

ウ 交付申請書等の提出後に申請を取り下げることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内となります。

6 交付決定について

書類の受付順に申請内容を県で審査し、予算額の範囲内で交付決定をします。

7 交付決定後の留意事項

(1) 事業の着手

補助対象事業の実施については、交付決定のあった日以後でなければなりません。

(2) 補助金の支払い

補助金の支払いは、事業完了後の精算払いとします。

県は、事業完了後、提出された実績報告書と証拠書類を審査し、交付決定の範囲内で実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金額の確定を通知します。その後に申請者が提出する交付請求書により、県は補助金をお支払いします。

(3) 財産の処分制限

- ア 補助事業により取得した財産であって、1件当たりの取得単価が50万円以上のものは処分制限財産とします。
- イ 補助事業者は、補助対象事業の完了後、EMSは5年間、蓄電設備は6年間が経過する前に処分制限財産を、知事の承認を受けずに、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはいけません。

(4) 書類、帳簿等の保存期間

補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間保存しなくてはなりません。

(5) その他

- ア 補助対象事業は、補助事業を完了の日から起算して30日を経過した日または令和5年2月28日（火）のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。
- イ 補助事業終了後、国及び県の監査関係者等が実地検査に入ることがあります。
- ウ 補助事業者が、「岐阜県補助金等交付規則」等に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- エ 上記以外のことは、「岐阜県補助金等交付規則」に定める内容をご確認ください。